

# 第72回定時株主総会招集ご通知における インターネット開示情報

第72期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

1. 事業報告の会社の体制及び方針
2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
3. 連結計算書類の連結注記表
4. 計算書類の株主資本等変動計算書
5. 計算書類の個別注記表

石光商事株式会社

上記の事項は、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ishimitsu.co.jp/>）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しているものであります。

## 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、コンプライアンス及びリスク管理の観点から内部統制システムの整備・充実を経営の重要課題と位置づけております。2015年5月1日を施行日とする会社法の改正等を受け2015年4月24日の取締役会において、主に企業集団の業務の適正を確保するための体制及び監査役に対する報告にかかる体制等並びに2021年4月1日付当社組織変更等への対応について改正を行い、当社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり定め、運用しております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社グループの経営理念に則り法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた「石光商事グループ会社行動規範」、「コンプライアンス規程」をコンプライアンスの規範・基準とする。
  - 2) 当社に当社グループ全社のコンプライアンス統括責任者及び当社各部門、各子会社にコンプライアンス責任者を置きコンプライアンスの指導、教育、推進・モニタリング等を行い、当社グループの全役職員に対して繰り返しコンプライアンス遵守の周知徹底を図る。
  - 3) コンプライアンス委員会を当社取締役会の直属機関として設置して、コンプライアンス意識の普及と啓発、法令違反行為の通報受付と事実関係の調査、違反行為の再発防止策の検討等を行う。
  - 4) 内部通報制度を構築し、通報窓口を社内（総務・人事チーム）及び社外に設置して匿名での通報を受ける。

#### (運用状況)

当社は「コンプライアンス委員会」を当事業年度中2回開催し、当社グループの全役職員によるコンプライアンス状況を確認しております。また、毎年、テーマを定めて研修会を継続的に開催しており、コンプライアンス教育を通じて「石光商事グループ会社行動規範」の浸透を図っております。さらに、内部通報が行いやすい環境を整えるため、外部通報窓口に加え、各事業所及び子会社に匿名性を担保したコンプライアンス投書箱を設置し、月に1度監査役立会いのもと、開封を行い対処しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「内部情報等の管理に関する規程」、「文書保存規程」、「業務分掌規程」等の社内規程に則り、適切な保存及び管理を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

(運用状況)

当社は株主総会議事録、取締役会議事録及び内部情報等を「文書保存規程」等の社内規程に定められた保存期間と管理方法に則り、適切に保存・管理しております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「リスク管理規程」に基づき、当社グループの事業遂行上、想定し得る重要な個別リスク毎にリスク管理に対する体制を整備し、継続的な監視と対策に取り組む。
- 2) 当社グループの全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議決定する組織として、リスク管理委員会を設置する。
- 3) 当社「内部監査室」が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、監査報告書は直接、社長に提出され検証を受ける。さらに、その重要事項は当社の取締役会にも報告される。
- 4) 専門部署である「内部監査室」の存在意義を当社グループ全社員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに同室に報告するよう指導する。

(運用状況)

当社は事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践を行うため「リスク管理規程」を制定し、当該規程に則り「リスク管理委員会」を当事業年度中2回（4月・10月）開催し、認識された当社グループのリスクについて対応策を検討し、実施状況を確認しております。また「内部監査室」については、リスクアプローチによる内部監査を実施し、監査報告書を直接、社長へ提出して検証を受け、リスクマネジメントに係る報告にも対応しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役社長は、取締役会に諮る重要な事項について事前に十分な審議が行われるよう、常勤の取締役（社外取締役を除く）、経営役及び部門長を構成員とする諮問委員会を定期的に開催する。
- 2) 経営計画のマネジメントについては、毎年策定の年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、年度予算の執行状況を毎月取締役会において報告し経営目標の進捗状況を検証する。

- 3) 業務執行のマネジメントについては、「取締役会規程」に定められている付議すべき事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議題に関する十分な資料が全役員に配布されるなど経営判断の原則に留意した体制をとる。
- 4) 日常の業務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(運用状況)

当社は、諮問委員会を当事業年度中23回開催して「取締役会規程」に定められている付議すべき事項のうち、会社の経営に関する重要事項について事前に十分な審議を行い、取締役会を当事業年度中14回開催して経営目標達成の検証をいたしました。

「取締役会規程」により、取締役会における決議の方法は定められ、業務執行に係る権限は、「職務権限規程」等に基づき、委譲され、意思決定ルールに則り、迅速かつ的確な業務執行を図っております。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、同職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制並びに当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) 「関係会社管理規程」に基づき、管理部門長が関係の部門長及び本部長等と連携協議の上、子会社及び関連会社の業務の適正が確保されるための体制を構築する。
  - 2) 前項の体制に則り、各子会社の社長もしくは取締役等はその業績、財務状況、その他の重要な情報について当社に定期的に報告を行う。
  - 3) 各子会社の年度計画及び中期計画は当社のそれとの密接な関連の基に作成され、管理される。
  - 4) 当社「内部監査室」は子会社に対して原則として年1回以上実地監査を行い、監査報告書は社長に提出され検証を受ける。さらに、その重要事項は当社の取締役会にも報告される。
  - 5) 当社グループの経営理念に則り法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた「石光商事グループ会社行動規範」、「コンプライアンス規程」をコンプライアンスの規範・基準とする。

(運用状況)

当社グループの子会社及び関係会社は、「関係会社管理規程」に基づき、管理部門長へ経営内容に係る報告を定期的に行い、当社の年度計画に合わせて各子会社の年度計画を作成しております。各子会社における業務の適正は「内部監査室」による年1回の実地監査に基づき、社長に報告され、内部統制の状況について確認しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1) 専任の監査役スタッフを配置していないが、「業務分掌規程」に基づき「管理部門 総務・人事チーム」が監査役会の庶務事項を担当する。
  - 2) さらに監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役会と協議の上、「内部監査室」要員又は「管理部門」各チームの専門スタッフを充てる。

(運用状況)

当社は、専任の監査役スタッフを常時置いておりませんが、監査役の要請に基づき専任のスタッフを充てる体制を整備しております。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命については、全監査役の同意を必要とするものとし、当該使用人の当該業務についての人事評価については、監査役・監査役会が行う。
  - 2) 監査役の職務を補助する使用人は、その職務遂行にあたり監査役の指示に優先して従う。

(運用状況)

当社は、専任の監査役スタッフを常時置いておりませんが、監査役の要請によりその必要が生じた際には、必ず当該スタッフの独立性及び指示の実効性が確保されることとしております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告する。また、監査役は、いつでも、当社グループの取締役及び使用人に対して事業及び業務の報告を求めることができる。
  - 2) 当社グループとして、前項の監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由にいかなる不利な取扱いも受けないことを徹底する。さらに、その報告書の上席となる取締役等は、事後の人事評価や処遇について、適宜、監査役に報告する。
  - 3) 監査役は、当社の取締役会のほか子会社を含めた重要な会議・委員会に出席し、また出席しない場合には、付議事項についての説明を受け関係資料を閲覧することができる。



(運用状況)

当社グループ各社は、監査役への報告を行った者が当該報告を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わないことを徹底しております。また当社の監査役は、取締役会及び重要な会議・委員会に出席することにより、取締役及び使用人から必要な情報を得ております。

- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社の監査役から、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の請求があったときは、当該請求にかかる費用が監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

(運用状況)

当社は、当社の監査役の職務執行において生じる費用の前払い、償還請求等について適切に処理を行っております。

- ⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査役・監査役会の意向を尊重し、監査役及び監査役会と随時会合をもち、経営方針、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- 2) 「内部監査室」は、監査役と緊密な連携を保ち、定期的に内部監査結果の報告を行う等、監査役監査が効率的・実効的に遂行されるため協力する。

(運用状況)

代表取締役は、取締役会及び諮問委員会等の重要会議や委員会等を通じ、頻繁に監査役との間で意見及び情報交換を実施しています。また当社の監査役は、当事業年度中四半期ごとに「内部監査室」から内部監査の報告を受け、意見交換を実施しております。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係排除については、社会的責任及び企業防衛の観点から「コンプライアンス規程」、「反社会的勢力対応規程」に明記し、反社会的勢力に対して、いかなる関係を持たず、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。さらに、当社は兵庫県企業防衛対策協議会の会員及び公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターの暴力団排除活動に対する賛助会員となっており、反社会的勢力との関係排除の体制を整備し、確実に実行する。

(運用状況)

当社グループ全社に適用される「コンプライアンス規程」、「反社会的勢力対応規程」に反社会的勢力排除の考え方が明記され、当社グループ各社に対し徹底を図っております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	623,200	902,444	7,758,710	△107,540	9,176,814
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△77,080		△77,080
親会社株主に帰属する当期純利益			532,646		532,646
自己株式の取得				△24	△24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			455,566	△24	455,541
2022年3月31日残高	623,200	902,444	8,214,276	△107,564	9,632,356

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2021年4月1日残高	163,358	137,035	12,394	312,788	2,718,820	12,208,423
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△77,080
親会社株主に帰属する当期純利益						532,646
自己株式の取得						△24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△14,110	104,733	26,592	117,215	△27,210	90,004
連結会計年度中の変動額合計	△14,110	104,733	26,592	117,215	△27,210	545,546
2022年3月31日残高	149,247	241,768	38,987	430,003	2,691,609	12,753,969

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 7社  
連結子会社の名称 シーカフェー(株)  
ユーエスフーズ(株)  
関西アライドコーヒーロースターズ(株)  
石光商貿(上海)有限公司  
THAI ISHIMITSU CO.,LTD.  
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited  
東京アライドコーヒーロースターズ(株)
- (2) 主要な非連結子会社の名称等  
非連結子会社はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 1社  
持分法適用の関連会社の名称 PT.SARI NIHON INDUSTRY
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等  
持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はありません。
- (3) 持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なっており、適用会社の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を使用しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ユーエスフーズ(株)の決算日は2月末日であります。また、石光商貿(上海)有限公司、THAI ISHIMITSU CO.,LTD.及び東京アライドコーヒーロースターズ(株)の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の貸借対照表及び損益計算書を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。



#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有 価 証 券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、未着商品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物及び一部の連結子会社については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 11～50年

###### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 一部の国内連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っており、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務は、コーヒー・飲料製品等の販売、レギュラーコーヒー等の加工受託及び加工食品等の販売です。

これらの履行義務を充足する通常の時点及び収益を認識する通常の時点は次のとおりです。

コーヒー・飲料製品等の販売及び加工食品等の販売は一時点で充足される履行義務であり、契約に従い製品の船積時、納品時、名義変更時に製品の支配が顧客へ移転します。これらは原則として製品の支配が顧客へ移転した時に収益を認識しておりますが、納品時に支配が移転する取引のうち一定の要件を満たすものは収益認識に係る会計基準の適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。これにより、当社グループは、従来の実現主義による収益認識から、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益認識する方法へ変更しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等を適用したことにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました取引先に支払う費用の一部を、当連結会計年度の期首より、売上高から控除して計上する方法に変更しております。また、有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表は、商品及び製品は3,712千円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は55,614千円減少し、販売費及び一般管理費は55,532千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ19千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に増減はありません。なお、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」にそれぞれ区分表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 表示方法の変更

### 連結損益計算書

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「業務委託収入」(当連結会計年度2,850千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 棚卸資産の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	5,444,059千円
--------	-------------

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品及び製品は、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該差額を評価損として処理しております。また、営業循環過程から外れた滞留又は処分見込み等の商品及び製品について、収益性の低下の事実を適切に反映するように処理しております。営業循環過程から外れた滞留であるかの判断には滞留期間や賞味期限等に基づく一定の仮定をおいております。その上で、個別の商品及び製品の販売可能性を判断し評価損の処理を行っております。今後も市場の状況や商品及び製品の需要が当社の想定を下回り、滞留期間や賞味期限等に基づく一定の仮定及び販売可能性の判断に見直しが必要な場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において評価損の金額に影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 連結子会社における有形固定資産の減損

当社の連結子会社である、A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limitedには、継続して営業損失が生じたことから減損の兆候があるものと判断し、減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が、当連結会計年度末時点での該当資産の帳簿価額である148,761千円を上回ることから減損損失を認識しないこととしました。回収可能性の検討に利用する将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積りをしていますが、市場動向に関する予測等には不確実性を伴うため、経営者による市場予測に対する判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

#### (1) 担保提供資産

定期預金	72,000千円
建物及び構築物	1,069,270千円
土地	1,518,782千円
計	2,660,052千円

#### (2) 上記に対応する債務

支払手形及び買掛金	26,966千円
長期借入金 (1年内返済予定額を含む)	1,530,000千円
計	1,556,966千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,178,811千円

3. 輸出手形割引高 30,053千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	8,000,000	—	—	8,000,000
自己株式				
普通株式(株)	291,991	49	—	292,040

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月21日 取締役会	普通株式	77,080	10.00	2021年 3月31日	2021年 6月8日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	107,911	14.00	2022年 3月31日	2022年 6月8日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、効率的・安定的な経営を図るため、資金繰計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。このうち、短期的な運転資金につきましては、銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

投資有価証券は、すべてその他有価証券に分類されます。その一部は市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが4か月以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクにさらされております。

借入金は、主に運転資金を目的とした調達であり、償還日は最長で決算日後7年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクにさらされておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブについて、為替予約取引及びコーヒー先物取引は、事業活動における為替相場及びコーヒー

生豆価格の変動によるリスクを回避する目的で行われており、その対象となる資産負債又は売買契約に係る価格変動により、こうしたデリバティブ取引は相殺されております。また、金利スワップ取引は、借入金の変動金利支払いに関する将来の金利上昇の影響を排除する又は一定の範囲に限定する取引であり、当該取引に係るリスクはほとんどないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、1)取引開始にあたっての信用調査及び回収条件の確定、2)与信限度額の決定、3)日常の債権管理、4)回収方法、5)取引先の信用悪化の場合の措置、6)長期債務者に対する債権管理を債権管理規程に定め、債権を保全するための措置を講じております。

デリバティブ取引については、相手先の不履行によるリスクを軽減するために、取引相手先を信用度の高い金融機関に限定しております。

② 市場リスク

当社は、外貨建ての営業債権債務について、為替相場及びコーヒー生豆価格の変動リスクに対して、為替予約取引及びコーヒー先物取引を利用してヘッジしております。

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券は、定期的に時価を入手し、また必要に応じて取引先企業の財務情報等の確認を行い、市場や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、通貨関連のデリバティブ取引は「デリバティブリスク管理規程」に従い、経理チームにおいて行っており、管理部門長が、デリバティブの取引結果やポジションと相手先（銀行）からの残高報告とを照合する等の管理を行っております。また、金利関係のデリバティブ取引は、取締役会の承認に基づいて資金チームが取引の実行及び管理を行っております。さらに商品関連のデリバティブ取引は、「デリバティブリスク管理規程」に基づいて一定の限度額の範囲内でコーヒー・飲料部門においてデリバティブの取引結果やポジションを記録し、相手先からの残高報告と照合等の管理を行っております。各部門長は、これらデリバティブ取引について、その結果を取締役に定期的に報告することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、支払実績及び支払予定を考慮し、資金チームが適時に資金繰り表を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。



2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)2.を参照ください。）。また「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	656,670	656,670	－
資産計	656,670	656,670	－
(1)社債	260,000	258,780	△1,219
(2)長期借入金	3,748,700	3,743,727	△4,972
負債計	4,008,700	4,002,508	△6,191
デリバティブ取引(※)			
① ヘッジ会計が適用 されていないもの	1,654	1,654	－
② ヘッジ会計が適用 されているもの	347,868	347,868	－
デリバティブ取引計	349,523	349,523	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注)1. 投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	545,163	217,825	327,337
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	111,506	125,162	△13,655
合計		656,670	342,988	313,681

## (2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの  
商品関連

(単位：千円)

	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			1年超		
市場取引	商品先物取引 コーヒー				
	売建	22,311	—	1,526	1,526
	買建	20,656	—	128	128
合計		42,968	—	1,654	1,654

(※) 時価の算定方法は、商品取引所における最終価格に期末の直物為替相場を乗じて算定しております。

## ② ヘッジ会計が適用されているもの

## 1) 商品関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				1年超	
原則的処理 方法	商品先物取引 コーヒー				
	売建	売掛金	106,448	—	2,520
	買建	買掛金	117,178	—	△2,887
合計			223,627	—	△367

(※) 時価の算定方法は、商品取引所における最終価格に期末の直物為替相場を乗じて算定しております。

## 2) 通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				1年超	
為替予約の 振当処理	為替予約取引 売建	売掛金			
	米ドル		95,959	—	△5,353
	人民元		—	—	—
	スイスフラン		2,163	—	△120
	買建	買掛金			
	米ドル		5,443,354	70,820	338,498
	スイスフラン		43,206	43,206	2,675
	ユーロ		215,594	—	7,512
	人民元		5,088	—	295
	タイバーツ		7,216,010	—	4,728
合計			13,021,377	114,026	348,235

(※1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(※2) 為替予約の振当処理により、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているものの時価については、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

## 3) 金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				1年超	
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	82,200	10,000	(※2)
合計			82,200	10,000	—

(※1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(※2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注)2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	6,897
非上場株式	34,482

(※) これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注)3. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

科目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	56,000	56,000	56,000	56,000	36,000	—
長期借入金	1,323,140	1,031,140	717,140	417,640	173,640	86,000
合計	1,379,140	1,087,140	773,140	473,640	209,640	86,000

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	656,670	－	－	656,670
デリバティブ取引				
通貨関連	－	348,235	－	348,235
商品関連	－	1,654	－	1,654
資産計	656,670	349,890	－	1,006,560
デリバティブ取引				
通貨関連	－	－	－	－
商品関連	－	367	－	367
負債計	－	367	－	367

## (2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	258,780	－	258,780
長期借入金	－	3,743,727	－	3,743,727
負債計	－	4,002,508	－	4,002,508

(注)1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

投資有価証券はすべて上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

商品先物及び為替予約の時価は、商品取引所における最終価格、金融機関から提示された価格等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

社債（1年内償還予定含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を用いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を用いた割引現在価値法により算定しております。一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を用いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

部門	カテゴリー	日本	アジア	欧州	大洋州	その他	合計
コーヒー・飲料部門	コーヒー	6,007,605	2,567,413	3,211	—	—	8,578,230
	飲料原料						
	コーヒー飲料製品	11,104,220	6,884	40,289	—	—	11,151,394
	小計	17,111,826	2,574,297	43,500	—	—	19,729,624
食品部門	加工食品	6,765,540	—	—	—	—	6,765,540
	水産	5,138,739	—	—	—	—	5,138,739
	調理冷食	4,336,533	—	—	—	—	4,336,533
	農産	6,111,045	5,583	—	—	—	6,116,629
	小計	22,351,859	5,583	—	—	—	22,357,442
海外事業	海外事業	87,207	3,459,105	564,683	339,827	192,103	4,642,928
合計		39,550,893	6,038,985	608,184	339,827	192,103	46,729,996

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりです。

#### (コーヒー・飲料)

コーヒー・飲料部門は顧客へコーヒー生豆、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒー、コーヒー関連器具等の製品の販売を行うとともに、レギュラーコーヒー等の加工受託を行っております。

対価については、収益計上後1年以内に回収しております。加工受託の対象となるレギュラーコーヒー等の支給を顧客から受ける場合、支給の対価は顧客に支払われる対価として取引価格から控除いたします。センターフィー等の顧客に支払われる対価については、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合等の要件を満たすものを除き取引価格から控除しております。

製品の販売については一時点で充足される履行義務として、契約に従い製品の船積時、納品時、名義変更時に製品の支配が顧客へ移転します。これらは原則として製品の支配が顧客へ移転した時に収益を認識しておりますが、納品時に支配が移転する取引のうち一定の要件を満たすものは収益認識に係る会計基準の適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(食品)

食品部門は顧客へ缶詰等の加工食品、水産素材加工品、調理加工品、生鮮野菜等の製品の販売を行っております。

対価については、収益計上後1年以内に回収しております。リベート等は変動対価として見積もっており、取引価格から控除しております。センターフィー等の顧客に支払われる対価については、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合等の要件を満たすものを除き取引価格から控除しております。

製品の販売については一時点で充足される履行義務として、契約に従い製品の船積時、納品時、名義変更時に製品の支配が顧客へ移転します。これらは原則として製品の支配が顧客へ移転した時に収益を認識しておりますが、納品時に支配が移転する取引のうち一定の要件を満たすものは収益認識に係る会計基準の適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(海外事業)

海外事業はコーヒー・飲料部門及び食品部門が取り扱っている製品を日本国外の顧客へ販売しています。

対価については、収益計上後1年以内に回収しております。

製品の販売については一時点で充足される履行義務として、契約に従い製品の船積時、納品時、名義変更時に製品の支配が顧客へ移転します。これらは製品の支配が顧客へ移転した時に収益を認識しております。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	67,694
契約負債（期末残高）	429,442

契約負債は、商品及び製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの顧客との契約は、通常は履行義務の充足時に対価に対する権利は無条件となり、その後1年以内に当該対価は支払われます。そのため契約資産は短期間で顧客との契約から生じた債権に振り替わります。また履行義務の充足前に支払いを受ける場合にのみ契約負債が発生します。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,305円45銭

1 株当たり当期純利益 69円10銭

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	532,646千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	532,646千円
普通株式の期中平均株式数	7,707千株

## その他の注記

新型コロナウイルスによる経済活動への影響は、今後の広がり方や収束時期等を予想することが困難なことから、現時点では、当連結会計年度と同程度の影響が継続するものと仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は不確実性が高く、感染拡大が長期化した場合や深刻化した場合は、当社グループの業績もこれに伴い変動する可能性があります。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金計		
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
2021年4月1日残高	623,200	357,000	357,000	84,700	560,646	2,857,000	1,279,584	4,781,931	△107,540	5,654,591
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△5,898		5,898			-
剰余金の配当							△77,080	△77,080		△77,080
当期純利益							175,063	175,063		175,063
自己株式の取得									△24	△24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△5,898	-	103,882	97,983	△24	97,959
2022年3月31日残高	623,200	357,000	357,000	84,700	554,747	2,857,000	1,383,467	4,879,915	△107,564	5,752,550

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日残高	126,061	137,035	263,096	5,917,688
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△77,080
当期純利益				175,063
自己株式の取得				△24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	2,064	104,733	106,798	106,798
事業年度中の変動額合計	2,064	104,733	106,798	204,757
2022年3月31日残高	128,126	241,768	369,894	6,122,445

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法  
その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準 時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
未 着 商 品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産  
（リース資産を除く） 定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建 物 11～50年  
無形固定資産  
（リース資産を除く） 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法  
リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

## 5. 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

## 6. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っており、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用していません。

## 7. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務は、コーヒー・飲料製品等の販売、レギュラーコーヒー等の加工受託及び加工食品等の販売です。

これらの履行義務を充足する通常の時点及び収益を認識する通常の時点は次のとおりです。

コーヒー・飲料製品等の販売及び加工食品等の販売は一時点で充足される履行義務であり、契約に従い製品の船積時、納品時、名義変更時に製品の支配が顧客へ移転します。これらは原則として製品の支配が顧客へ移転した時に収益を認識しておりますが、納品時に支配が移転する取引のうち一定の要件を満たすものは収益認識に係る会計基準の適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、出荷時に収益を認識していません。

取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。



## 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。これにより、当社グループは、従来の実現主義による収益認識から、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益認識する方法へ変更しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等を適用したことにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました取引先に支払う費用の一部を、当事業年度の期首より、売上高から控除して計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益計算書は、売上高は53,812千円減少し、販売費及び一般管理費は53,793千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ19千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に増減はありません。なお、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は当事業年度より「契約負債」及び「その他」にそれぞれ区分表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 4,737,558千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品は、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該差額を評価損として処理しております。また、営業循環過程から外れた滞留又は処分見込み等の商品について、収益性の低下の事実を適切に反映するように処理しております。営業循環過程から外れた滞留であるかの判断には滞留期間や賞味期限等に基づく一定の仮定をしております。その上で、個別の商品の販売可能性を判断し評価損の処理を行っております。今後も市場の状況や商品の需要が当社の想定を下回り、滞留期間や賞味期限等に基づく一定の仮定及び販売可能性の判断に見直しが必要な場合、翌事業年度に係る計算書類において評価損の金額に影響を及ぼす可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保提供資産

定 期 預 金	72,000千円
建 物	948,375千円
土 地	960,094千円
計	1,980,470千円

(2) 上記に対応する債務

支 払 手 形	9,433千円
買 掛 金	17,532千円
長 期 借 入 金	1,530,000千円
(1年内返済予定額を含む)	
計	1,556,966千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,442,646千円

3. 輸出手形割引高 30,053千円

4. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短 期 金 銭 債 権	1,245,417千円
長 期 金 銭 債 権	285,840千円
短 期 金 銭 債 務	631,229千円

(注) 短期金銭債務については、関係会社預り金を独立掲記しているため、その分は含めておりません。

5. 債務保証

関係会社に対して、以下のとおり債務保証を行っております。

石光商貿（上海）有限公司（注） 31,575千円

（注）リース債務に対して債務保証を行っております。

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	3,458,118千円
仕 入 高	5,111,970千円
有 償 支 給 高	2,325,893千円
その他の営業取引高	49,337千円
営業取引以外の取引高	105,918千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	291,991	49	—	292,040

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未 払 事 業 税 等	9,533千円
未 払 費 用	8,339千円
賞 与 引 当 金	51,068千円
関 係 会 社 株 式	67,384千円
関 係 会 社 出 資 金	24,721千円
貸 倒 引 当 金	65,419千円
そ の 他	30,595千円
繰延税金資産小計	257,062千円
評価性引当額	△158,300千円
繰延税金資産合計	98,762千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△243,450千円
その他有価証券評価差額金	△56,206千円
繰延ヘッジ利益	△106,099千円
繰延税金負債合計	△405,757千円
繰延税金負債の純額	△306,994千円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	関西アライドコーヒールースターズ(株)	所有直接 68.6%	当社商品の加工委託 役員の兼任2名	商品の加工委託(注)1	4,830,738	買掛金	609,317
				原材料の有償支給(注)2	2,325,155	未収入金	303,925
				土地・建物等の賃貸(注)3	61,940	未収入金	5,858
子会社	石光商貿(上海)有限公司	所有直接 100.0%	当社商品のコーヒー及び食品の販売 役員の兼任3名	商品売上(注)1	2,332,409	売掛金	684,147
子会社	東京アライドコーヒールースターズ(株)	所有直接 59.2%	当社商品のコーヒーの販売 役員の兼任1名	資金の預り(注)4	1,100,000	関係会社預り金	1,100,000
子会社	ユーエスフーズ(株)	所有直接 100.0%	当社商品のコーヒーの販売	資金の預り(注)4	275,000	関係会社預り金	275,000

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 原材料の有償支給については、市場価格等を勘案して決定しております。
3. 土地・建物等の賃貸については、賃貸人の賃貸に係るコストを参考にして賃借料を決定しております。
4. 子会社との資金取引はグループキャッシュプール制度に基づくものであり、預り金に付される利息については、市場金利等を勘案した上で利率を決定しております。

## 収益認識に関する注記

・収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 794円30銭

1 株当たり当期純利益 22円71銭

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	175,063千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る当期純利益	175,063千円
普通株式の期中平均株式数	7,707千株

## その他の注記

新型コロナウイルスによる経済活動への影響は、今後の広がり方や収束時期等を予想することが困難なことから、現時点では、当事業年度と同程度の影響が継続するものと仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は不確実性が高く、感染拡大が長期化した場合や深刻化した場合は、当社グループの業績もこれに伴い変動する可能性があります。